

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長 【再生可能エネルギー部分】
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税：義) (国税 20) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税)
		② 上記以外の税目 (所得税：外) (国税 20)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>法人または青色申告書を提出する個人が、木質バイオマス発電設備及び木質バイオマス熱供給設備※を新たに取得して、事業の用に供した場合に、特別償却 20%の税制優遇を講じる。</p> <p>(※ 年間の燃料利用量のうち、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく「間伐等由来の木質バイオマス」及び「一般木質バイオマス」として証明されている木質バイオマス燃料の年間利用量が 80%を超えると見込まれること設備であって、以下の①から④のいずれかを満たす設備。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木質バイオマス発電設備のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 設備利用率 80%を超えると見込まれるもの</li> <li>② 発電を行う際に生じた熱を発電と同時に利用すること</li> <li>③ 1kw 当たりの資本費が、発電出力 2,000kw 未満の場合は 62 万円以下、2,000kw 以上 20,000kw 未満の場合は 41 万円以下であること、</li> </ul> </li> <li>・ 木質バイオマス熱供給設備のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>④ ボイラーの熱効率 80%を超えると見込まれるもの)</li> </ul> </li> </ul>
		<p>《要望の内容》</p> <p>現行制度の適用期限を 2 年間延長し令和 4 年 3 月 31 日までとする。</p>
		<p>《関係条項》</p> <p>所得税(租税特別措置法第 11 条第 1 項の表の第 1 号) (同法施行令第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項)</p> <p>法人税(第 43 条第 1 項の表の第 1 号、第 68 条の 16 第 1 項の表の第 1 号) (同法施行令第 28 条第 1 項及び第 2 項、同法施行令第 39 条の 49 第 1 項及び第 2 項)</p>
5	担当部局	林野庁 林政部 木材利用課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和元年 5 月～ 8 月 分析対象期間：平成 30 年度から令和 3 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 30 年度創設
8	適用又は延長期間	2 年間 (令和 2 年度から令和 3 年度)

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>第5次エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）において、再生可能エネルギーは、「温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギー源」と位置づけられており、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく方針を示している。</p> <p>また、エネルギー基本計画に基づいて施策を講じた場合の将来のエネルギー需給構造の見通しを示した長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス、平成27年7月経済産業省）においては、令和12年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%程度とすることとされている。</p> <p>特に、木質バイオマスについては、エネルギー基本計画において、「木質バイオマス発電及び熱利用については、我が国の貴重な森林を整備し、林業を活性化する役割を担うことに加え、地域分散型、地産地消のエネルギー源としての役割を果たすもの」とされており、安定的に発電を行うことが可能な電源となりえ、エネルギー安全保障の強化や低炭素社会の創出のみならず、地域の活性化にも資する重要なエネルギー源である。</p> <p>再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けては、発電コスト削減と固定価格買取制度（以下、FIT制度）による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進する必要がある。</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業基本計画（平成28年5月24日閣議決定）</li> <li>・第5次エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）</li> <li>・長期エネルギー需給見通し（平成27年7月決定）</li> </ul>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〈中目標〉</p> <p>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>（政策分野）</p> <p>林産物の供給及び利用の確保</p>
③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>令和12年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量を以下のとおりとする。</p> <p>再エネ全体：22～24%程度(2,366～2,515億 kWh)</p>		

			<p>太陽光 : 7.0%程度(約 6,400 万 kW、749 億 kWh)</p> <p>風力 : 1.7%程度(約 1,000 万 kW、182 億 kWh)</p> <p>地熱 : 1.0~1.1%程度(約 140~155 万 kW、102~113 億 kWh)</p> <p>水力 : 8.8~9.2%程度(約 4,874~4,931 万 kW、939~981 億 kWh)</p> <p>バイオマス : 3.7~4.6%程度(約 602~728 万 kW(うち未利用間伐材等 24 万 kW、建設資材廃棄物 37 万 kW、一般木材・農作物残さ 274 万 kW~400 万 kW)、394~490 億 kWh)</p> <p>また、木質バイオマスの利用拡大として、令和 7 年の国産木材利用量の目標 4,000 万 m<sup>3</sup>のうち、800 万 m<sup>3</sup>を木質バイオマス発電等の燃料材として利用</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>再生可能エネルギーはエネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減に大きく寄与するが、他電源と比較して発電コストが高く、木質バイオマス発電はさらに、木質チップ等の燃料を調達し続けなければならないため、事業リスクが高いことが課題である。本税制措置により、導入時のキャッシュフロー改善を図ることで、事業者の投資判断を容易にし、木質バイオマス発電設備や熱供給設備の普及促進に資する。この点、長期的な資金回収による事業の予見可能性を担保する FIT 制度のみでは不十分であり、本制度によって、事業者の初期のキャッシュフロー確保に直接アプローチすることで導入促進が可能となる。</p> <p>上記により、燃料調達や発電所の運営等が促進されることにより、再生可能エネルギーの導入が加速される。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>平成 30 年度 : 2 件</p> <p>令和元年度 (見込み) : 5 件</p> <p>令和 2 年度 (見込み) : 5 件</p> <p>令和 3 年度 (見込み) : 5 件</p> <p>※詳細は別添「試算根拠」を参照</p>
		② 適用額	<p>平成 30 年度 : 1,800 百万円</p> <p>令和元年度 (見込み) : 2,135 百万円</p> <p>令和 2 年度 (見込み) : 1,357 百万円</p> <p>令和 3 年度 (見込み) : 1,357 百万円</p> <p>(法人税の特別償却限度額)</p> <p>※詳細は別添「試算根拠」を参照</p>

	③ 減収額	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度 区分</th> <th style="text-align: center;">平成 30</th> <th style="text-align: center;">令和元</th> <th style="text-align: center;">令和 2</th> <th style="text-align: center;">令和 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td style="text-align: center;">414</td> <td style="text-align: center;">491</td> <td style="text-align: center;">312</td> <td style="text-align: center;">312</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">63</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td style="text-align: center;">456</td> <td style="text-align: center;">540</td> <td style="text-align: center;">343</td> <td style="text-align: center;">343</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細は別添「試算根拠」を参照</p>	年度 区分	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	法人税	414	491	312	312	法人住民税	53	63	40	40	法人事業税	456	540	343	343
年度 区分	平成 30	令和元	令和 2	令和 3																		
法人税	414	491	312	312																		
法人住民税	53	63	40	40																		
法人事業税	456	540	343	343																		
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <p>木質バイオマスの利用量</p> <p>平成 27 年 280 万 m<sup>3</sup></p> <p>平成 28 年 445 万 m<sup>3</sup></p> <p>平成 29 年 603 万 m<sup>3</sup></p> <p>(出典：林野庁「木材需給表」)</p> <p>○所期の目標の達成状況</p> <p>燃料用材として利用されている木質バイオマスは 603 万 m<sup>3</sup> であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による直接的な効果》</p> <p>経済産業省が実施したアンケート調査(※)によると、再生可能エネルギー発電設備の導入を検討する際に、租税特別措置によって、一定数が「現行計画よりも導入量を増やして実施する」、「現行計画をより確実に実施する」と回答しており、投資判断の容易性や再投資意欲を高める効果があると示されている。</p> <p>再エネ設備の導入に当たっては、土地の取得や環境アセスメント、系統連系に係るリスク等、特にその事業開始前と開始直後に事業リスクが最大化するため、租税特別措置により事業初期のキャッシュフローを改善することで、これら事業リスクが低減され、事業化判断に寄与することが想定される。</p> <p>※平成 27 年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)</p>																				
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>再生可能エネルギー設備導入に対する支援は、広く事業者全般を対象とするものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進めることができ、適切である。</p> <p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。</p> <p>また、本税制の適用による初期投資額は</p> <p>平成 30 年度：約 65 億円</p> <p>令和元年度：約 70 億円</p>																				

		<p>令和2年度以降：約38億円 と推計され、経済効果は減収額を上回っていることから、税収減が是認される。 ※詳細は別添「試算根拠」を参照。 ※減収額の合計 平成30年度：約9億円 令和元年度：約10億円 令和2年度以降：約7億円</p>
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本制度は再生可能エネルギーの主力電源化に資する設備投資を対象としたものであり、適用者数は一定数に限られるものの、再生可能エネルギー全体では今後導入数が増加すると見込まれ、かつ、レジリエンス対策につながる非常用電源として活用可能な発電設備や付帯設備を対象としており、一定の公益性を有することから措置内容は妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○環境・エネルギー対策貸付（財政投融资） 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、再生可能エネルギー設備等の導入に必要な資金の低金利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度） 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税） 固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減するもの。 ・バイオマス発電設備 1万kW以上 2/3（1/2～5/6） 1万kW未満 1/2（1/3～2/3） ※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上記の括弧書の間で設定）。</p> <p>なお、本税制は補助金との併用を認められないこととしているため、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。 また、本税制措置とFIT制度との関係では、固定価格買取制度は再生可能エネルギー発電のランニングコスト支援、税制は導入初期、導入後のメンテナンスにかかる税負担の軽減（キャッシュフロー改善）と役割分担がなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起し地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献するものである。 また、再生可能エネルギーは各地域に分散する地域資源であること</p>

		<p>から、地域特性を生かしつつ導入を進めていくためには、地方公共団体の協力が不可欠である。</p> <p>具体的には、地域林業の振興につながる形での導入を進めることや、地元住民の理解を得て地域との調整を図っていくことなどにおいては、地方公共団体の役割が極めて重要である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年 8 月

## ＜平成30年度減収額及び適用実績＞

各設備	各類型	適用件数 (実績)	システム費用合計 (百万円) (実績)	減収額(百万円) ＝システム費用計(百万円) × 特償(20%) × 法人税率 0.232	備考
バイオマス 利用装置	木質バイオマス発電設備 (2万kW未満)	2	8,935	414	日本木質バイオマス協会より2018年度適用実績値ヒアリング
	木質バイオマス発電 (2,000kW未満)	0	0	0	
	木質バイオマス発電 (2,000kW以上)	2	8,935	414	
	木質バイオマス熱供給装置 (160GJ/h未満)	5	0	0	日本木質バイオマス協会より2018年度実績値ヒアリング
合計		7	8,935	414	

(特別償却限度額) 1,800百万円

＜令和元年度減収額及び適用見込み件数試算根拠＞

各設備	各類型	適用可能件数	出力計(kW)	システム費用(万円/kW) ※木質熱は(万円/件)	システム費用合計 (百万円)	適用見込み件数 =適用可能件数×適用意向割合38.5%※	減収額(百万円) =システム費用計(百万円)×特償(20%)×法人税率0.232×適用意向割合38.5%※	備考
バイオマス利用装置	木質バイオマス発電設備 (2万kW未満)	9	63,425	43	27,311	3	487	日本木質バイオマス協会より2019年度税制適用可能案件が9件とヒアリング(システム費用はH30実績より43.060241万円/kw)
	木質バイオマス発電 (2,000kW未満)	3	4,765	43	2,052	1	36	
	木質バイオマス発電 (2,000kW以上)	6	58,660	43	25,259	2	451	
	木質バイオマス熱供給装置 (160GJ/h未満)	7	-	3,206	224	2	4	
合計		16	-	-	27,535	5	491	

(特別償却限度額) 2,135百万円

備考

※適用意向割合とは、平成27年度に実施した税制活用状況アンケート調査結果により、適用割合を38.5%と推計(即時償却を利用する者(43%)の半分と、特別償却30%を利用する者(11%)、税額控除を利用する者(6%)の3者の合計)。

参照:平成27年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)

＜令和2年度以降減収額及び適用見込み件数試算根拠＞

各設備	各類型	適用可能件数	出力計(kW)	システム費用(万円/kW) ※木質熱は(万円/件)	費用合計 (百万円)	適用見込み件数 =適用可能件数×適用意向割合38.5%※	減収額(百万円) =システム費用計(百万円)×特償(20%)×法人税率0.232×適用意向割合38.5%※	備考
バイオマス 利用装置	木質バイオマス発電設備 (2万kW未満)	9	39,024	43	16,804	2	299	日本木質バイオマス協会より2020年度税制適用可能案件が9件とヒアリング(システム費用はH30実績より43.060241万円/kw)
	木質バイオマス発電 (2,000kW未満)	4	7,734	43	3,330	1	59	
	木質バイオマス発電 (2,000kW以上)	5	31,290	43	13,474	1	240	
	木質バイオマス熱供給装置 (160GJ/h未満)	9	-	3,206	288	3	13	適用可能件数及びシステム費用は「木質バイオマスエネルギー利用動向調査」より推定
合計		<b>18</b>	-	-	<b>17,092</b>	<b>5</b>	<b>312</b>	

(特別償却限度額)1,357百万円

備考

※適用意向割合とは、平成27年度に実施した税制活用状況アンケート調査結果により、適用割合を38.5%と推計(即時償却を利用する者(43%)の半分と、特別償却30%を利用する者(11%)、税額控除を利用する者(6%)の3者の合計)。  
参照:平成27年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)

## ＜法人住民税及び法人事業税の算出根拠＞

単位(百万円)

年度	法人税減収額(A)	国税における所得の減収額 (B) = (A) / 23%	法人住民税 (A) × 12.9%	法人事業税			計(C) + (D) + (E)
				法人事業税所得割の減収額 (C) = (B) × 5.5%	地方法人特別税の減収額 (D) = (C) × 349.1%	付加価値割 (E) = (B) × 0.61%	
平成30年	414	1,800	53	99	346	11	456
令和元年	491	2,135	63	117	410	13	540
令和2年以降	312	1,357	40	75	260	8	343

## <初期投資額の試算根拠>

### 1 木質バイオマスエネルギー利用事業所の平均初期投資額

木質バイオマス発電設備(2,000kw未満)	42,324万円/件
木質バイオマス発電設備(2,000kw以上20,000kw未満)	325,982万円/件
木質バイオマス熱供給装置(160GJ/h未満)	3,712万円/件

(日本木質バイオマスエネルギー協会聞き取り)

### 2 税制適用見込み件数(既出)

H30年度	木質バイオマス発電設備(2,000kw以上20,000kw未満)	2件
R元年度	木質バイオマス発電設備(2,000kw未満)	1件
	木質バイオマス発電設備(2,000kw以上20,000kw未満)	2件
	木質バイオマス熱供給装置(160GJ/h未満)	2件
R2年度以降	木質バイオマス発電設備(2,000kw未満)	1件
	木質バイオマス発電設備(2,000kw以上20,000kw未満)	1件
	木質バイオマス熱供給装置(160GJ/h未満)	3件

### 3 税制適用案件の初期投資額

H30年度	$325,982\text{万円} \times 2\text{件} = 651,964\text{万円}$
	$42,324\text{万円} \times 1\text{件} = 42,324\text{万円}$
R元年度	$325,982\text{万円} \times 2\text{件} = 651,964\text{万円}$
	$3,712\text{万円} \times 2\text{件} = 7,424\text{万円}$
	計 701,712万円
R2年度以降	$42,324\text{万円} \times 1\text{件} = 42,324\text{万円}$
	$325,982\text{万円} \times 1\text{件} = 325,982\text{万円}$
	$3,712\text{万円} \times 3\text{件} = 11,136\text{万円}$
	計 379,442万円